(平成19年6月1日学校教育局長決定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この就学奨励事業実施要領(以下「実施要領」という。)は、特別支援教育就学 奨励費の取扱要領(平成15年2月4日教育長決定。以下「取扱要領」という。)第5条 第2項、第7条第4項及び第12条に基づき、取扱要領を実施するために必要な事項につ いて定めるものとする。

(経費の算定)

第2条 取扱要領第4条各号の経費は、原則として実費により算定するものとする。ただし、学校教育局特別支援教育課長(以下「特別支援教育課長」という。)は、各経費について別に限度額を定めることができる。

(世帯員の範囲)

- 第3条 取扱要領第3条第4号に規定する世帯を構成する世帯員の範囲は、支弁区分の適 用開始日現在において、次の各号のいずれかに該当するもの全員とする。
 - (1) 次のア又はイに該当し、現住所が児童等及び保護者等と同一であるとみなされる者 ア 住民票上同一世帯に登録されている者

イ ア以外の者で、日常起居を共にしている者

- (2) 勤務、就学、療養等の都合上別世帯となっている親族で、前号に該当する世帯員との間で生活費、学資金、療養費等の送金が継続して行われている者
- (3) 前2号には該当しないが、常態として児童等を扶養し、又は監護する者 (経費の受給者)
- 第4条 取扱要領第6条第1項に規定する経費を受給する保護者等とは、原則として児童 等が登録されている住民票上の世帯主とする。ただし、次の各号のいずれかに該当し世 帯主を受給者とすることが適当でない場合は、受給者とすることが最も適切な者を世帯 主とみなすものとする。
 - (1) 世帯主が主たる扶養者かつ監護者でない場合
 - (2) 世帯主が経費を目的外に使用するおそれがある場合
 - (3) 生徒自身が主たる生計維持者であって自ら受給者となることが適当な場合
 - (4) その他世帯主を受給者とすることが適当でない合理的な理由があると特別支援教育 課長又は道立学校長が認める場合

(収入額・需要額調書)

第5条 取扱要領第7条に規定する支弁区分の決定に必要な収入額及び需要額は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づき文部科学大臣が定める基準及び第1号様式特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書(以下、「収入額・需要額調書」という。)により測定するものとする。

- 就学奨励事業実施要領(H19.6.1学校教育局長決定)
- 2 保護者等は、学校長に収入額・需要額調書を提出しようとするときは、次のいずれかの書類 を添えて提出するものとする。なお、第1号様式別紙個人番号届出書により個人番号を届け出 た場合、また、届出内容に変更がなく、第10号様式同意書により、意思確認を行った場合は、 当該書類の提出を省略することができる。
 - (1) 世帯の収入に関する市町村の証明書
 - (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者であることを証明するもの

(支弁区分の決定)

- 第6条 前条の書類を受理したときは、その内容を審査し、取扱要領第7条に基づき決定 するものとする。
- 2 支弁区分を決定した後に、世帯の収入状況が変更した場合等特別支援教育課長又は道立学校長が相当と認める場合には、決定された支弁区分を変更することができる。

(支弁区分別調書)

第7条 前条に基づき支弁区分を決定した場合には、道立学校長は、速やかに第2号様式 支弁区分別調書により特別支援教育課長に報告しなければならない。

(個人別支給台帳)

- 第8条 取扱要領第10条第4項に規定する経費の支給額が適正な額であることを証する書類として、学校長は、第4号様式(その1)個人別支給台帳及び第4号様式(その2)個人別支給台帳・交通費(通学費・帰省費)を作成しなければならない。
- 2 個人別支給台帳を作成するに当たり、受給申請額に基づく支給額が適正なものである ことを確認するために、学校長は、保護者等に対し必要な書類等の提出を求めることが できる。

(支給通知)

第9条 学校長は、保護者等に各経費を支給する場合には、支給を予定している各経費の 明細等を事前に当該保護者等に対して文書により通知しなければならない。

(調書等)

- 第10条 学校長は、経費を支給等した場合は、次の各号に規定する様式を月別に作成しなければならない。
 - (1) 児童等及び保護者等に対する各経費の支給状況を明らかにするため、第3号様式就 学奨励費支給調書
 - (2) 教科用図書購入費の支給状況を明らかにするため、第5号様式教科用図書購入費個 人別内訳表
 - (3) 児童等に対する学校給食費及び寄宿舎居住に伴う食費の支給状況を明らかにするため、第6号様式(その1)学校給食費個人別内訳表及び第6号様式(その2)寄宿舎食費個人別内訳表
 - (4) 児童等に対する職場実習に要する交通費及び交流及び共同学習に要する交通費の支給状況を明らかにするため、第7号様式交通費個人別支給内訳表(職場実習費) (交流及び共同学習費)
- 2 学校長は、修学旅行費(本人経費・付添人経費)を支給した場合には、第8号様式修 学旅行費個人別支給内訳表(修学旅行費・宿泊生活訓練費)(本人・付添人)を作成し なければならない。

3 保護者等が就学奨励費の支給について当該保護者等の金融機関口座への振り込みを希望する場合には、学校長は、当該保護者等から第9号様式口座振替申出書を徴しなければならない。

第2章 経費の支給基準

- 第11条 取扱要領第4条に規定する各経費の支給基準は次のとおりとする。
 - (1) 教科用図書購入費 (実費)

負担金:高等部本科 (第1~第3区分とも全額)

補助金:高等部専攻科(第1~第3区分とも全額)

- ア 対象となる経費の範囲は、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則に基づき、①高等部本科の生徒については第1学年又は第2学年のうちいずれか1の学年における保健体育並びに全学年における保健体育を除く各教科及び当該各教科に属する科目(知的障害者を教育する特別支援学校にあっては、保健体育を除く各教科とする。)を履修するために必要な教科用図書の価額、②高等部専攻科の生徒については教育課程に従い教科を履修するために必要な教科用図書の価額とする。
- イ アの教科用図書は、次の各号に該当するものとする。
 - (ア) 教育課程の構成に応じ組織排列された教科・科目の主たる教材として教授の用 に供せられる生徒用図書であること。
 - (4) 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則(昭和29年文部省令第20号) 第1条に定める教科用図書の種類(種目)ごとに1種であること。ただし、教科 ・科目の教授の必要から種類(種目)ごとに2種以上の図書を教科用図書として 採択する場合については、この限りではない。

なお、この場合にあっても授業において2分の1程度の部分を使用しない図書 を含まないこととする。

- (ウ) 正規の手続により採択されたもの (弱視児童生徒のため検定済教科書の文字や 図形を拡大等して複製し、図書として発行している図書 (以下、「拡大教科書」という。) を含む。) であること。
- (エ) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部本科保健理療 科及び専攻科理療科等の生徒については、専門教科「保健理療」等において採択 された教科用図書を原本として音声化した教材であって、当該教科用図書ととも に使用し得るものとして音声化した教材が附録化された教科書を使用する場合 は、校長が個々の視覚障害及び使用文字等の状況により真に必要と判断した場合 に限り、補助対象とする。
- ウ 特別支援学校の高等部で使用する教科用図書については、現在のところ、文部科学省著作教科用図書及び文部科学大臣検定教科用図書が発行されていないので、すべて学校教育法附則第9条の規定に基づく附則9条教科用図書(旧107条教科用図書)を採択することとなるが、採択に当たっては、教科用図書の内容、教育課程との結び付き等について十分調査、検討し、高等学校用の文部科学省著作教科用図書、文部科学大臣検定教科用図書等の適切な教科用図書を採択すること。

- エ 高等学校用の文部科学省著作教科用図書及び文部科学大臣検定教科用図書以外の 図書を教科用図書として採択する場合は、単に教材として有益適切というだけでは なく、教育課程の構成に応じて組織排列された教科・科目の主たる教材として教育 目標の達成上適切な図書を採択すること。したがって、特定の題材等を取り扱って いる図書、図鑑、辞書、練習帳、問題集等は不適切であるので十分留意すること。
- (2) 学校給食費 (実費)

負担金:小学部、中学部、高等部本科(第1区分は全額、第2区分は半額)

補助金:幼稚部、高等部専攻科(第1区分は全額、第2区分は半額)

中等教育学校前期課程(第1、2区分は半額)

- ア 対象となる経費の範囲は、学校給食法(昭和29年法律第160号)に定める学校給食の実施に際してかかる経費のうち同法第11条第2項及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和32年法律第118号)第5条第2項に規定する学校給食費の額とする。すなわち、学校給食の実施に必要な施設費、設備費及び学校給食の運営に要する経費(給食従事職員の人件費、施設・設備の修繕費等)以外の経費である。
- イ 学校給食の調理に要する光熱水費を学校給食費として保護者等が負担する場合 は、学校給食費に含めて差し支えない。
- ウ 学校給食費の実績額を算出する場合は、当該年度分として仕入れた食材料費及び 調理に要した光熱水費(保護者等が負担する場合に限る。)を学校給食対象者数に より算出するものとする。
- エ 食材料を仕入れる場合は、できる限り次年度への繰越しが生じないように留意 し、現金に残額を生じた場合は保護者等に精算するものとする。また、学校給食費 の実績額に残額を含めないよう十分留意すること。
- オ 児童等が欠食した場合における欠食分については、原則として、補助の対象としないが、調理準備が行われた後における突然の欠食で、当該欠食分を保護者等が負担することになる場合は、学校長の定めるところにより支給の対象として差し支えない。ただし、このことについての学校給食費の徴収については、学校長において妥当な規定を作成し、保護者等に周知徹底しておくものとする。
- カ 学校給食費支給額の基礎となる食材料等については、その購入状況を明確にして おくものとする。
- (3) 通学に要する交通費 (実費)

負担金:小学部、中学部、高等部本科(第1区分は全額、第2区分は半額)

小学部、中学部(第3区分は半額)

補助金:小学部、中学部(第2、3区分は残りの半額)

高等部本科 (第2区分は残りの半額、第3区分は全額)

高等部専攻科 (第1区分は全額、第2区分は半額)

幼稚部 (第1~第3区分とも全額)

中等教育学校前期課程(第1、2区分は全額、第3区分は半額)

ア 対象となる経費の範囲は、児童等が、原則として最も経済的な通常の経路及び方 法により通学する場合の交通費(旅客運賃等)の額とする。

なお、幼児については付添人がある場合は運賃が無料となるので留意するものと する((4)の帰省費(本人経費)についても同様)。

また、通学費(本人経費)の算定に当たっては、通学の経路・方法等について、 児童等の心身の発達段階、障害の状態・特性等、通学の安全性等の実情を考慮して 行うものとする。

- イ 次に掲げるものはこれを通学費(本人経費)に含めても差し支えない。
 - (ア) 児童等の障害の状態・特性等を考慮して学校長が適当であると認めた場合の自家用車の運行に要するガソリン代及び有料道路の通行料(通行料については、中等教育学校前期課程の生徒は除く)。

ただし、保護者等が自家用車等で通勤途中等に、児童等を学校へ送迎する場合は 通学費を支給しない。

なお、これらについては、1日当たりの自宅と学校との1往復に要する経費と すること。

この場合、ガソリン代の算定について、学校長は、車の型式、ガソリン単価等 を考慮した妥当な規定を作成し、当該規定に基づき行うこと。

- (4) 寄宿舎と学校が離れており、通学のため交通費を必要とする場合の交通費
- (ウ) スクールバスの運行中止により、通学のため交通費を必要とする場合の交通費
- (エ) 常態として、自転車等を利用して通学する場合の自転車等のパンク修理代、預 り料等
- ウ 通学費(本人経費)の算定は、実態に即して行うものとするが、保護者等に対してその経済的効果を図るため長期の定期乗車券の購入、身体障害者運賃割引等の利用について十分指導するものとする。ただし、学期末等において授業日数等の関係上、回数乗車券等を利用することがより経済的である場合はこれによるものとする。
- エ 定期乗車券を紛失した場合は、事実を確認した上、紛失後に係る経費を支給の対象として差し支えない。
- オ 学校外で行われる教育活動に参加するための交通費は、通学費(本人経費)に含まれないので留意すること。(「(6)職場実習交通費」、「(7)交流学習交通費」、「(9)-ウ校外活動等参加費」を参照。)
- カ 弱視、難聴、言語障害等の児童生徒で、学校教育法施行規則第140条の規程により、 障害に応じた特別の指導を受けている児童生徒については、その通学に係る特別に要 する交通費のみを通学費として補助の対象とすることができる。
- キ 学校長は、通学方法、距離、運賃及び身体障害者割引の有無等に基づき、額等を算 定した書類を作成しておくものとする。

(4) 帰省に要する交通費[帰省費(本人経費)] (実費)

負担金:小学部、中学部、高等部本科(年間39回以内のうち最初の3回分について、第1区分は全額、第2区分は半額)

小学部、中学部 (年間39回以内のうち最初の3回分について、第3区 分は半額)

補助金:小学部、中学部 (第1区分は残り36回分の全額、第2、3区分は最初の3回分の残りの半額及び残り36回分の全額)

高等部本科 (第1区分は残り36回分の全額、第2区分は最初の3回分の残りの半額及び残り36回分の全額、第3区分は年間39回分について全額)

幼稚部(年間39回分について、第1~第3区分とも全額) 高等部専攻科(年間39回分について、第1区分は全額、第2区分は 半額)

ア 対象となる経費の範囲は、学校附設の寄宿舎に居住する児童等が年間39往復以内で、原則として最も経済的な通常の経路及び方法により帰省する場合の寄宿舎からの往復の交通費の額とする。

なお、帰省費(本人経費)の算定に当たっては、帰省の経路・方法等について児 童等の心身の発達段階、障害の状態・特性等、帰省の安全性等の実情を考慮して行 うものとする。

- イ 次に掲げるものは、これを帰省費(本人経費)に含めて差し支えない。
 - (ア) 原則として、100km以上乗車する場合(普通急行列車又は準急行列車に乗車する場合は50km以上)の急行列車等の急行料金等
 - (4) 年間39往復以内の入学時における寄宿舎への入舎のための交通費及び卒業時に おける帰省のための交通費
 - (ウ) 自宅がへき地・離島等にあり、交通が不便であるため帰省の際に宿泊を要する場合及び他の特別な事情により帰省の際に宿泊を要する場合の宿泊料、又は水路による1の旅行区間が原則として130km程度を旅行する場合の航空費
- ウ 帰省費(本人経費)の算定は、実態に即して行うものとするが、保護者等に対してその経済的効果を図るため身体障害者運賃割引等の利用について十分指導するものとする。
- エ 寄宿舎の代替施設として利用されている民間の障害児施設に入所している児童等の 帰省費(本人経費)については、学校附設の寄宿舎ではないため支給の対象外であるが、 以下の条件を満たす場合のみ支給対象に含めても差し支えない。
 - (ア) 学校附設の寄宿舎としてみなすことができるよう、例えば、学校と施設との間で寄宿舎契約が締結されているなど、関係が整理されていること。
 - (イ) 寄宿舎指導員と同等の職務を担う者が児童等数を6で除した人数以上置かれていること。
 - (ウ) 寮務主任及び舎監と同等の職務を担う者が置かれていること。
- オ 学校長は、帰省の方法、距離、運賃及び身体障害者割引の有無に基づき、額等を算定した書類を作成しておくものとする。

(5) 付添人の付添いに要する交通費 [通学費(付添人経費)及び帰省費(付添人経費)] (実費)

ア 通学費(付添人経費)

負担金:小学部第1~3学年(付添中について、第1区分は全額、第2、3区 分は半額)

補助金:小学部第1~3学年(付添中について、第2、3区分は残りの半額)

小学部第1~3学年(付添いのためについて、第1~第3区分とも全額)

小学部第4~6学年の肢体不自由又は重度・重複障害の児童(付添中、付添いのためについて、第1~第3区分とも全額)

中学部、高等部本科の肢体不自由又は重度・重複障害の生徒(付添中、付添いのためについて、第1~第3区分とも全額)

幼稚部(付添中、付添いのためについて、第1~第3区分とも全額) 高等部専攻科の肢体不自由又は重度・重複障害の生徒(付添中、付添いのためについて、第1区分は全額、第2区分は半額)

- (ア) 対象となる経費の範囲は、幼児、小学部第1学年から第3学年までの児童、肢体不自由又は重度・重複障害の小学部第4学年から高等部の児童生徒が通学する場合の付添人の付添いに要する交通費の額とする。
- (4) (7)の重度・重複障害の児童生徒の範囲は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に定める程度の障害を2以上併せ有する児童生徒とし、いわゆる重複障害学級在籍者を原則とするが、当該学校長が個々の児童生徒の障害の状態・特性等及び平常の付添状況等を考慮の上、常時付添いを要すると判断した者を含む。
- (ウ) 小学部第1学年から第3学年までに在学する児童が通学するための付添いのため定期乗車券を購入する場合は、その購入費の半額を負担金の対象とし、その残額を補助金の対象とする。
- (エ) 交通費の算定等は、「(3)通学に要する交通費(本人経費)に準ずるものとする。

イ 帰省費(付添人経費)

負担金:小学部、中学部 (年間39回以内のうち最初の3回分の付添中について、第1区分は全額、第2、3区分は半額)

補助金:小学部、中学部(最初の3回分の付添中について、第2、3区分は残額)

小学部、中学部(最初の3回分の付添いのためと残り36回分の付添中、付添いのためについて、第1~第3区分とも全額)

幼稚部(年間39回分の付添中、付添いのためについて、第1~第3区分とも全額)

高等部本科の肢体不自由又は重度・重複障害の生徒(年間39回分の付添中、付添いのためについて、第1~3区分とも全額)

高等部専攻科の肢体不自由又は重度・重複障害の生徒(年間39回分付添中、付添いのためについて、第1区分は全額、第2区分は半額)

- (ア) 対象となる経費の範囲は、学校附設の寄宿舎に居住する幼児、児童、中学部の生徒、肢体不自由又は重度・重複障害の高等部の生徒が年間39往復以内で帰省する場合の付添人の付添いに要する交通費の額とする。
- (イ) (ア)の重度・重複障害の生徒の範囲は、「ア通学費(付添人経費)」の(イ)に準ずる。
- (ウ) 交通費の算定等は、「(4)帰省に要する交通費〔帰省費(本人経費)〕に準ずる
- ウ 付添人の付添いに要する交通費の支弁に当たり、学校長は、付添状況を随時確認 するものとする。
- エ 寄宿舎の代替施設として利用されている民間の障害児施設に入所している児童等の 帰省費(付添人経費)の取扱いについては、「(4)帰省に要する交通費[帰省費(本人経 費)]」の(エ)に準ずる。
- (6) 職場実習に要する交通費 (職場実習交通費) (実費)

補助金:中学部、高等部本科(第1、2区分は全額、第3区分は半額) 高等部専攻科(第1区分は全額、第2区分は半額)

中等教育学校前期課程(第1、2区分は全額、第3区分は半額)

ア 対象となる経費の範囲は、学校の教育計画に基づき、生徒が教師の指導のもとに 学校以外の事業所等において、職業教育のための現場(職場)実習に参加する場合 の交通費の額とする。

なお、この交通費は、原則として学校から実習を行う事業所等までの最も経済的 な通常の経路及び方法による往復の額とする。

- イ 交通費の算定等は、「(3)通学に要する交通費(本人経費)に準ずる。
- (7) 交流及び共同学習に要する交通費(交流学習交通費) (実費)

補助金:幼稚部、小学部、中学部、高等部本科(第1、2区分は全額、第3区 分は半額)

中等教育学校前期課程(第1、2区分は全額、第3区分は半額)

ア 対象となる経費の範囲は、児童等(高等部専攻科を除く。)が学校教育の一環としての 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の児童等とともに集団活動を行う 交流及び共同学習(例えば学校行事や学習等)に参加する場合に必要な交通費の額と する。

なお、この交通費は、原則として学校から交流及び共同学習を行う幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は、特別支援学校等までの最も経済的な通常の経路及び方法による往復の額とする。

- イ 交通費の算定等は、「(3)通学に要する交通費(本人経費)」に準ずる。
- (8) 寄宿舎居住に伴う経費

負担金:小学部、中学部、高等部本科(第1区分は全額、第2区分は半額)

補助金:幼稚部、高等部専攻科(第1区分は全額、第2区分は半額。ただし、

高等部専攻科については、寝具購入費を除く。)

ア 寝具購入費 (実費:限度有り)

- (ア) 対象となる経費の範囲は、児童等(高等部専攻科を除く。) が寄宿舎居住に伴い通常就寝に必要な寝具(布団、毛布、枕(カバー類を含む。)等)の購入費の額とする。
- (4) 寝具購入費は、「寝具対象者」に支給するものとし、「寝具対象者」とは、原則として、学校附設の寄宿舎に入舎するため、新たに寝具を購入する児童等(高等部専攻科を除く。)とする。

なお、入舎後において、寝具を少なくとも3年以上使用し破損により使用に支 障をきたすもの又は寝具の破損の程度が著しく使用に耐えないものと学校長が認 めた場合は該当する者を含めることができるものとする。

イ 日用品等購入費 (実費:限度有り)

- (ア) 対象となる経費の範囲は、児童等が寄宿舎居住に伴い通常必要な日用品等(洗面用雑品(タオル、歯ブラシ、石けん等)、通信用品(はがき、切手、封筒、便せん等)、衣料補修用品(糸、針、補修用布等)下着類、厚生修養費(新聞、雑誌等)、保健衛生費(ちり紙、理髪代、洗濯用品等)、生活必需品、その他保護者等が負担することとなっている場合の入浴料等)の購入等に要する経費の額とする。
- (イ) 敷布、枕、寝具のカバー類の一部を必要とする場合は、日用品等の購入費の範囲に含めても差し支えない。
- (ウ) 寝具購入費及び日用品等購入費は、「寝具対象者」には併せて支給するものと する。

ウ 食費 (実費:限度有り)

- (ア) 対象となる経費の範囲は、夏季、冬季及び学年末の休業日を除く期間において、児童等に対し、学校附設の寄宿舎で通常支給する1日3回の食事に要する経費(学校給食費を除く。)及び1日1回の間食に要する経費の額とする。
- (イ) 休業日であっても、次に示す事由等により支給する食事又は間食に要する経費 は対象に含めても差し支えない。
 - a 病気のため帰省できない場合
 - b 交通機関の事故その他天災地変等のため帰省できず寄宿舎に留まっている場合
 - c 交通機関等の事情により、始業日以前の日(原則として前日)に寄宿舎に居 住する場合又は終業日以降の日(原則として翌日)に帰省する場合
 - d 教育上又は衛生上の理由により一時的に寄宿舎に居住させる場合
- (ウ) 食費の範囲、調理に要する光熱費、食費の実績額の算定、食費の欠食の取扱い等については、「(2)学校給食費」に準ずる。

エ その他

寄宿舎の代替施設として利用されている民間の障害児施設に入所している児童等の 寄宿舎居住に伴う経費(寝具購入費、日用品等購入費、食費)の取扱いについては、 「(4)帰省に要する交通費[帰省費(本人経費)]」の(エ)に準ずる。

- (9) 修学旅行費
 - ア 修学旅行費(本人経費) (実費:限度有り)

負担金:小学部、中学部、高等部本科(第1区分は全額、第2区分は半額)

補助金:中等教育学校前期課程(第1、2区分について半額)

(ア) 対象となる経費の範囲は、児童生徒(高等部専攻科を除く。) が小学部、中学部(中等教育学校前期課程) 又は高等部を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。

なお、児童生徒の障害の状態・特性等を考慮して、医師や校長が不参加や参加途中で取り止めることが適当であると認める場合の修学旅行費のキャンセル料や別途発生した交通費については、支給対象としても差し支えない。

ただし、修学旅行費は、小学部(小学校)、中学部(中学校)又は高等部を通じてそれぞれ1回の参加に要する経費としており、不参加や参加途中で取り止めた場合においても、その回数にカウントすることとする。

- (イ) 交通費、宿泊費及び見学料には、次のものが含まれる。
 - a 急行料金等
 - b 航空賃
 - c 修学旅行に参加する児童生徒の障害の状態・特性等により、やむをえず別途 必要となる経費を保護者等が負担することとなる額
 - d 宿泊に当たり旅館等から一定の割合により請求される奉仕料
 - e 旅行中の食事代(班別行動や自由行動の際の食事代は除く。)
 - f 船中で宿泊する場合、児童生徒全員が利用することとなる毛布等寝具の借料
 - g ガイド料、しおり代、記念写真代、医療品代、旅行損害保険料等修学旅行の 参加に伴い児童生徒が均一に負担するもの
- (ウ) 修学旅行費の取扱いに当たっては、旅行業法(昭和27年法律第239号)第12条に規定する旅行業務の取扱料金のうち、(ア)の交通費、宿泊費、見学料を基礎として算定する部分の額を、それぞれの経費の額に含めて算定するものとする。
- (エ) 修学旅行の実施に当たり、参加人員等の関係で、2個学年以上が同時実施した場合でも各部を通じて1回限りにおいて、2個学年以上の児童生徒に修学旅行費を支給して差し支えない。
- イ 修学旅行費(付添人経費)(実費:限度有り)

補助金:小学部、中学部、高等部本科の肢体不自由又は重度・重複障害の児童 生徒(第1区分は全額、第2区分は半額)

(ア) 対象となる経費の範囲は、肢体不自由又は重度・重複障害の特別支援学校の児童生徒(高等部専攻科を除く。)が、各部を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に付添う付添人の経費のうち、付添いに直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。

なお、児童生徒の障害の状態・特性等を考慮して、医師や校長が不参加や参加途中で取り止めることが適当であると認める場合の付添人に係る修学旅行費のキャンセル料や別途発生した交通費については、支給対象としても差し支えない。

ただし、修学旅行に付き添う付添人の経費は、小学部、中学部又は高等部を通じて それぞれ1回の参加に要する経費としており、不参加や参加途中で取り止めた場合に おいても、その回数にカウントすることとする。

なお、この経費の取扱いは、「ア修学旅行費(本人経費)」の(4)、(9)及び(x)と同様とする。

- (4) 重度・重複障害の児童生徒の範囲は、「(5)ア(4)」と同様とする。
- (ウ) 修学旅行に付添う付添人は、次の各号に該当するものとする。
 - a 児童生徒の障害の状態・特性等の状況により修学旅行中、常時介添を要する ため、学校長の要請により付添う者であること。
 - b 付添いに要する経費を全額負担するものであること。
 - c 児童生徒1人につき1名であること。
 - d 児童生徒の保護者であること。

ただし、保護者の事情により、保護者の依頼を受け、保護者の経費負担によって付添人となる保護者以外の者を含むものとする。この場合であっても、次の者が付添人となる場合は支給対象としない。

- (a) 当該学校の教職員
- (b) 児童福祉施設等に併設された学校において、当該施設の協力を得て実施する修学旅行の場合の児童福祉施設等の職員
- (c) 学校長が依頼する付添人(付添経費を学校等が負担する保護者を含む。)
- e 付添人は、教職員の指導に従い、児童生徒の障害の状態・特性等により必要 となる支援等を行い、集団行動等が円滑に行われるようにする者であること。
- (エ) 修学旅行の実施に当たっては、「修学旅行」が学校の教育課程上「学校行事」 に位置付けられる教育活動であるので、学習指導要領等に示すところによりその ねらいを明確にし、その内容を十分吟味して、教育的効果を高めるよう留意する こと。

特に、特別支援学校に就学する児童生徒は上記のことを十分に考慮し、可能な限りすべての児童生徒が参加できるよう目的地や見学先は精選し、ゆとりのある計画を策定するよう極力配慮するものとする。

- (オ) 学校長は、支給の対象となる付添人を決定する書類を作成しておくものとする。
- ウ 校外活動等参加費(本人経費)(実費:限度有り)

補助金:幼稚部、小学部、中学部、高等部本科(第1区分は全額、第2区分は 半額)

中等教育学校前期課程(第1、2区分について半額)

校外活動等参加費(本人経費)の対象となる経費は、次の(ア)及び(イ)とする。 なお、この経費の取扱いは、「ア修学旅行費(本人経費)」の「(ア)のなお書以下」、 (イ)、(ウ)に準ずる。

(ア) 校外活動費

- a 対象となる経費の範囲は、児童等(高等部専攻科を除く。)が、学校行事として実施される校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる活動(修学旅行を除く。))に参加するために要する経費のうち、校外活動に直接必要な交通費及び見学料の額とする。
- b 学校長は、各経費について支給の基礎となる学校行事としての活動実施内訳 を第8号様式を参考にして実費で作成しておくものとする。

(4) 宿泊生活訓練費

- a 対象となる経費の範囲は、児童生徒(高等部専攻科を除く。)が、学校行事 として実施される宿泊生活訓練に参加するために要する経費のうち、宿泊生活 訓練に直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。
- b この宿泊生活訓練は、社会生活における様々な経験を体験する機会が不足しがちな障害児に可能な限り種々の生活体験をさせることにより、障害を克服する意欲を育て、学校、家庭等における基本的生活態度を習得させるとともに、社会的適応性を高めることを目的として、教育課程上、学校行事として実施される宿泊を伴う教育活動である。

また、この宿泊生活訓練は、通常行われる修学旅行とは実施目的を異にするので、実施に当たっては、そのことを十分考慮し、目的地、日程、内容等を計画するものとする。

エ 校外活動等参加費(付添人経費) (実費:限度有り)

補助金:幼稚部、小学部1~3学年、小学部4~6学年の肢体不自由又は重度 ・重複障害の児童、中学部の肢体不自由又は重度・重複障害の生徒、 高等部本科の肢体不自由又は重度・重複障害の生徒(第1区分は全 額、第2区分は半額)

校外活動等参加費(付添人経費)の対象となる経費は、次の(ア)及び(イ)とする。 なお、この経費の取扱いは、「ア修学旅行費(本人経費)」の「(ア)のなお書以下」、 (イ)、(ウ)に準ずる。

(ア) 校外活動費

- a 対象となる経費の範囲は、幼児、小学部第1学年から第3学年までの児童、肢体不自由又は重度・重複障害の小学部第4学年から高等部の児童生徒(高等部専攻科を除く。)が参加する、学校行事として実施される校外活動(学校外に教育の場を求めて行われる活動(修学旅行を除く。))に付添う付添人の経費のうち、付添いに直接必要な交通費及び見学料の額とする。
- b 重度・重複障害の児童生徒の範囲は、「(5)ア(イ)」と同様とする。
- c 校外活動に付添う付添人は、「イ修学旅行費(付添人経費)」の付添人に準ずる者とする。

- (イ) 宿泊生活訓練費
 - a 対象となる経費の範囲は、小学部第1学年から第3学年までの児童、肢体不自由 又は重度・重複障害の小学部第4学年から高等部の児童生徒(高等部専攻科を除 く。)が参加する、学校行事として実施される宿泊生活訓練に付添う付添人経費のう ち、付添いに直接必要な交通費、宿泊費及び見学料の額とする。
 - b 重度・重複障害の児童生徒の範囲は、「(5)ア(イ)」と同様とする。
 - c 校外活動に付添う付添人は、「イ修学旅行費(付添人経費)」の付添人に準ずる者とする。
- オ 職場実習宿泊費 (実費:限度有り)

補助金:高等部本科、専攻科 (第1区分は全額、第2区分は半額)

- (ア) 対象となる経費の範囲は、学校の教育計画に基づき、生徒が教師の指導のもと に学校外の事業所等において、職業教育のための現場(職場)実習に参加する宿 泊費の額とする。
- (イ) 宿泊費には、実習先の事業所等へ宿泊する場合の宿泊代を含むが、実習先への 謝金、施設使用の借料等は含まないものとする。
- (10) 学用品・通学用品購入費 (実費:限度有り)

負担金:小学部、中学部(第1区分は全額、第2区分は半額)

補助金: 幼稚部、高等部本科 (第1区分は全額、第2区分は半額)

中等教育学校前期課程(第1、2区分は半額)

(注)ア(キ)については、高等部本科(第1~3区分とも全額)

学用品・通学用品購入費の対象となる経費は、次のア及びイとする。

ア 学用品購入費

- (ア) 対象となる経費の範囲は、児童等(高等部専攻科を除く。)が、教育課程上 通常必要とする学用品(保育用品)の購入費の額とする。
- (イ) 学用品には、ノート、筆記用具等のほか、例えば次のようなものが含まれる。
 - a 副教材、副読本、練習帳、辞典類、体育用ズック靴等
 - b 実験・実習用の材料、作業衣等
 - c 幼児の保育に必要な教育的保育用品
 - d a~cについて、パソコンソフト等のIT関連の学用品購入も対象とする。
- (ウ) 中等教育学校前期課程の児童生徒に係る体育実技用具費について保健体育としての時間に柔道、剣道、スキー(スケート、雪遊び、氷上遊びなどを含む。以下同じ。)を行うために必要な用具(生徒が使用する柔道、剣道、スキー用具のうちの1の用具とする。)を購入する経費を、該当児童生徒に対し、学用品・通学用品購入費の加算分として支給するものとする。
- (エ) 弱視の児童又は中学部の生徒について、学校長が必要と認めた授業において、附則9条教科用図書として採択された拡大教科書とは別に副教材として使用する拡大教材の購入費(拡大教材費)については、学用品・通学用品購入費の加算分として支給するものとする。

なお、この場合、学校長は、保護者は拡大教材の供給者から拡大教材に係る請求 書等を徴し、当該拡大教材の内容及び価格が補助の対象として適切なものかを判断 するものとする。

- (オ) 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部(本科保健理療科)の生徒については、専門教科「保健理療」において採択された教科用図書を原本として音声化した教材であって、当該教科用図書とともに使用し得るもの(学校長が個々の視覚障害及び使用文字等の状況により真に必要と判断し、教材として使用することを設置者に事前に届け出た場合に限る)については、学用品・通学用品購入費の加算分として支給するものとする。
- (カ) 特別支援学校高等部本科の生徒が学用品として通常使用するICT機器の購入費については、学用品・通学用品購入費の加算分として支給するものとする。

子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援の観点からも、対象となる ICT機器は多種多様であることから、学用品として通常使用するものであれば、特に制 約はなく、広く対象とすることができる。また、次のようなものも含まれる。

- a 当該ICT機器に要する修理代
- b 当該ICT機器の付属品
- c アプリケーション等の購入代等

ただし、通信費は学用品そのものではないことから対象としない。また、日常生活上必要とするICT機器も対象としない。

なお、校長は当該ICT機器が補助の対象として適切なものかを判断するものとし、その際、使用するICT機器を年間授業計画に位置付けるなど、授業等で使用することを書面で明らかにすること。また、保護者等から個別に要望があったICT機器についても、学校長は、その生徒の障害の状態等を踏まえ、当該ICT機器が補助の対象として適切なものかを判断するものとする。

イ 通学用品購入費

対象となる経費の範囲は、児童等(高等部専攻科を除く。)が、通学のため通 常必要とする通学用品(通学用靴、雨傘、雨靴、帽子等)の購入費の額とする。

(11) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費(実費:限度有り)

補助金:小学部、中学部、高等部本科(第1区分は全額、第2区分は半額) 中等教育学校前期課程(第1、2区分は半額)

- ア 対象となる経費の範囲は、新たに入学する児童生徒(高等部専攻科を除く。)が 通常必要とする新入学に当たっての学用品、通学用品(ランドセル、カバン、通学 用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき、帽子等)の購入費の額とし、学用品・通学 用品購入費の加算として取り扱うものとする。
- イ 新たに入学する児童生徒とは、特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部、中等教育学校前期課程に就学する第1学年の者とするが、学校教育法第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女が当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたこと等により初めて特別支援学校の小学部又は特別支援学校の中学部若しくは中等教育学校前期課程に就学した場合は、学年を問わない。

- ウ この新入学児童生徒学用品費・通学用品購入費は、生活保護法(昭和25年法律第 144号)に基づく生活扶助又は生業扶助(高等学校就学費)の入学準備金の支給を 受けた場合は、支給対象とならないので留意すること。
- (12) オンライン学習通信費 (実費:限度有り)

補助金:小学部、中学部、高等部本科、専攻科(第1区分は全額) 中等教育学校前期課程(第1区分は半額)

- ア 対象となる経費の範囲は、学校が、教育課程に位置付けられる教育・教材と同等 として採用したオンライン学習において、保護者等が負担する通信費(モバイルル ーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用)とする。
- イ このオンライン学習通信費は、第 I 区分に該当する者を支給対象としており、支 給する場合は十分確認すること。
- (13) その他

対象となる経費の算定に当たっては、上記のほか次のことに留意すること。

- ア 対象となる経費の算定においては、保護者等が費用負担している実態について確認を行うこと。なお、確認方法については、レシート・領収書等による確認の他、保護者等から集金した金銭をもとに学校が一括購入した学用品等に係るレシート・領収等による確認、学校が保護者等に購入を求める学用品等(例えば、学校指定の制服や体操服)の販売額による確認など、学校や保護者等の手続の簡素化・効率化の観点から、実情に応じて工夫して実施して差し支えないこと。
- イ 特別支援学校における訪問教育対象児童生徒に対しては、当該児童生徒の就学の 実態に応じて必要となる経費を支給対象とすること。
- ウ 災害その他不可抗力により学用品等を消失し、学用品等を再度購入することが必要な場合の経費は、負担金等の対象とすること。
- エ この負担金等以外の他の国庫補助金等の補助事業と重複することのないよう取り扱うこと。
- オ 就学奨励費は保護者負担の軽減を目的としていることから、法令等により設置者 が負担する経費、地方交付税措置において設置者が負担することを前提としている 経費については、就学奨励費の対象とすることのないよう留意すること。

附目

この実施要領は、平成19年6月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成19年9月10日から施行する。

附即

- この実施要領は、平成23年4月1日から施行する。 W4 EU
- この実施要領は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この実施要領は、平成25年6月1日から施行する。 附 則
- この実施要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

- この実施要領は、平成27年4月9日から施行する。 附 則
- この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。 附則
- この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。 附則
- この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。 附則
- この実施要領は、令和2年6月16日から施行する。 附則
- この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。